

資 料

No. 5

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会

令和元年9月18日

品川区子ども読書活動推進計画

素案

品川区教育委員会

令和元年9月

目 次

第1章 計画策定について	1
第一 品川区子ども読書活動推進計画について	1
第二 子ども読書活動の背景	3
第2章 子ども読書活動の現状	5
第一 品川区の取組	5
第二 子どもや家庭の読書活動の実態	10
第三 策定にあたっての視点	13
第3章 計画の目標と施策体系	15
第一 計画の目標	15
第二 計画の体系	19
第4章 計画推進のための施策	20
施策1 本に触れ、言葉・物語への関心を高める(未就学児)	20
施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する(小学生)	22
施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む(中学生)	24
施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う(高校生・大学生世代)	26
資料編	28
第一 区民参画機会	28
第二 関連法令等	30
第三 策定過程	38

第1章 計画策定について

第一 品川区子ども読書活動推進計画について

1 策定の背景

品川区では、「子どもの読書活動の推進のための法律」(平成13年施行)に基づき、平成17年度に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定して以来、10年以上、子どもの読書環境を整え、また読書機会をつくることを通じて、子どもの読書活動を活発にするための取組を続けてきました¹。

子どもの読書活動は、はじめて絵本に出会う乳幼児期に始まります。そうして徐々に言葉をおぼえ、絵本や物語に興味を持ち、その世界を楽しむようになっていきます。成長とともに自ら本を読むようになり、多様な本を読むなかで、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていきます。また、一冊の本を読み終えることが成功体験となり、さらなる読書に展開するほか、自分に対する自信にもなっていきます。このようなプロセスを経ることで、自立し、社会に参画するにあたって、人生を深く生きる力を身につけるに至ることが目指されてきました。

品川区では、区が独自に取り組む幼保小連携ならびに小中一貫教育を背景として、幼少期から中学生、さらには高校生世代に至るまで、切れ目なく本を読み続けることを目指してきました²。そして、区立図書館での取組や学校図書館の充実と利活用の促進、さらには地域における区民団体やボランティアの活躍を通じて、特に児童(幼少期から小学生)における読書活動は活発になってきています。

一方、ティーンズ(中学生と高校生世代)については、取組を進めてきたものの未だ十分ではありません。ティーンズは、全国的にも読書離れが懸念されています。また、近年のスマートフォンの普及とともに、情報との接し方についても新たなテーマとして認識されるべき世代でもあります。

これまでの取組を継続・発展させながら、ティーンズ、大学生世代にもアプローチし、幼少期から大学生世代に至るまで切れ目のない読書活動を展開し、これからの知識社会を生きる力を育むため、ここに「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します。

¹ 本計画では、本を読むことを「読書」と表記し、事典・図鑑等での調べごとやインターネット利用を含む場合に「読書活動」と表記します。

² 品川区では、平成18年度よりすべての区立学校において義務教育9年間を一貫した系統的・継続的な教育活動を行っています。そのため、区立学校の児童・生徒に対しては小学生、中学生という呼称は用いていませんが、本計画は私立学校に通う区民も対象としていることから、一般的には小学生、中学生と表記します。ただし、区立学校の児童・生徒については、1～6年生、7・8・9年生等の表記をしています。また適宜、「小学校・義務教育学校(前期課程)」、「中学校・義務教育学校(後期課程)」という表記も用います。

2 本計画の目的 ― 実現したい子どもの育ちのあり方

実現したい子どもの育ちのあり方 本等を活用して、自ら主体的に思考する人に育つ

品川区では、本計画を通じて、子どもたちが将来的に「本等を活用して、自ら主体的に思考する人」に育つことを目指します。

社会は加速度的に変化し続け、ますます複雑で予測困難な状況となっています。学習指導要領の改善を検討した中央教育審議会においても同様の社会認識が持たれており、社会の変化に柔軟に、かつ主体的にかかわり、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」に子どもたちが育つことが期待されています³。そして、改めて「生きる力」の重要性が認識されるとともに、「生きる力」には、知識・技能だけでなく、それら活用して状況に対応する思考力や表現力、そして学びを自分の人生や社会に活かそうとする力が必要であることが示されました⁴。

読書を通じて育むことのできる「生きる力」は、「知る」ためのスキルであり、本等を通じて自ら知ろうとする姿勢です。

図書館や書店で多くの本や事典・図鑑等を手に取れるだけでなく、インターネットにアクセスすれば大量の知識・情報に接することができます。「よりよい社会と幸福な人生の創り手」になるには、このような豊かな情報環境を活かし、各々が置かれた状況に応じて必要な知識・情報を得ようとする姿勢を持ち、かつ実際に知識・情報を精査しながら活用する力が必要です。さらに、それら知識・情報を状況に適應させ、社会における自らの判断や行動の支えとし、主体的に人や社会にかかわろうとする姿勢も大切です。

あらゆる子どもが、このように本や事典・図鑑、インターネット・SNS等の情報メディアを活用し、自ら主体的に思考することができる人に育っていくことを目指して、子どもの読書活動推進に取り組むため、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します⁵。

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

4 計画の対象

本計画でいう「子ども」は0歳から18歳までを対象とします。ただし、自立と社会参画のつなぎ目である大学生も、施策の対象として、また読書活動の推進の担い手として捉えます。

³ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

⁴ 生きる力は、上記答申において、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」と定義されています。

⁵ SNSはインターネット上のサービスであることから、本来、インターネットに包含されます。ただ、子どもの利用実態や普及の程度を鑑み、本計画ではインターネット・SNSと併記する場合があります。

第二 子ども読書活動の背景

1 国の動向

子どもの読書活動の推進のための計画

平成13年、「子どもの読書活動の推進のための法律」が施行されました。同法では、読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と捉え、国ならびに地方公共団体に対して子どもを対象とした読書活動を行うことを求めています。

国においては、平成14年に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定され、家庭、地域、学校における施策が示されました。その後、5年ごとに改定され、平成30年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（以下「第四次計画」という。）が策定されています。

同計画では、策定された平成14年当時から、1か月間に1冊も本を読まない子どもがいることが課題として捉えられてきました⁶。約15年の取組を通じて、小・中学生においてはそのような子どもは減少してきたものの、高校生世代は依然として本を読まない子どもが少なくない状況であり、「第四次計画」においても引き続き課題として位置づけられています。それを踏まえ、発達段階に応じた取組によって読書習慣を形成すること、そして友人同士で行う活動等を通じて読書への関心を高めることにポイントを置いて、施策がまとめられています。

学校図書館法の改定と学校司書の配置

平成26年に学校図書館法が一部改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書を置くことが努力義務として明記されました。そして、平成28年には有識者会議によって「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」がまとめられ、学校図書館の運営にかかる基本的な視点や学校司書の資格・養成等のあり方が示されました。その報告を踏まえて文部科学省では「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されています。

「学校図書館ガイドライン」では、これまでの学校図書館に対する政策を踏まえ、学校図書館を次の3つの機能を有していると整理されています。

- 読書センター 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場
- 学習センター 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能
- 情報センター 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

⁶ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施）の調査結果に基づき、小学5年生～高校3年生の1か月間における読書状況を参照しています。同調査における「本」は、マンガ、雑誌、教科書は含まれていません。

新しい学習指導要領への段階的移行

令和2年度より、段階的に新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において開始されます。新しい幼稚園教育要領はすでに実施に移されており、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同様です。

新しい学習指導要領では、前述のとおり、これからの社会を「生きる力」を身につけるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育んでいくことが目指されています。

この3つの観点に基づいて各教科の目的が整理されているなか、読解力の低下、ならびに情報化の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力などが学習の基盤となる資質・能力として位置づけられています。

品川区においては、この学習指導要領の改定に伴い、独自に品川区立学校教育要領を策定しています。

読書バリアフリー法の施行

令和元年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という)が施行されました。同法では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障害の有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることを求めています。

点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デージー図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を、視覚障害者等の需要を踏まえて提供することを求めています。

2 東京都の動向

第三次東京都子供読書活動推進計画

東京都では、国の政策動向を踏まえて、平成15年には第一次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。その後、6年ごとに改定され、平成27年には第三次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。

同計画では、不読率のさらなる改善、読書の質を向上、読書環境の整備という3つの基本方針が掲げられています。このうち読書の質については、東京都が独自に定義した言葉であり、読む本の質と読書に主体的にかかわる態度の2つの側面があります。

読む本の質については、子どもの状況に応じた適切な本を伝え、様々な本と親しめる子どもに育つことが目指されています。一方、読書に主体的にかかわる態度については、「感じる」、「目的を持つ」、「考えを深める」、「伝える」という4つの行為から形成されており、読書を楽しむという段階から、本を通じて考え、さらに本から学び、生活や学習に活かすことに至ることが目指されています。

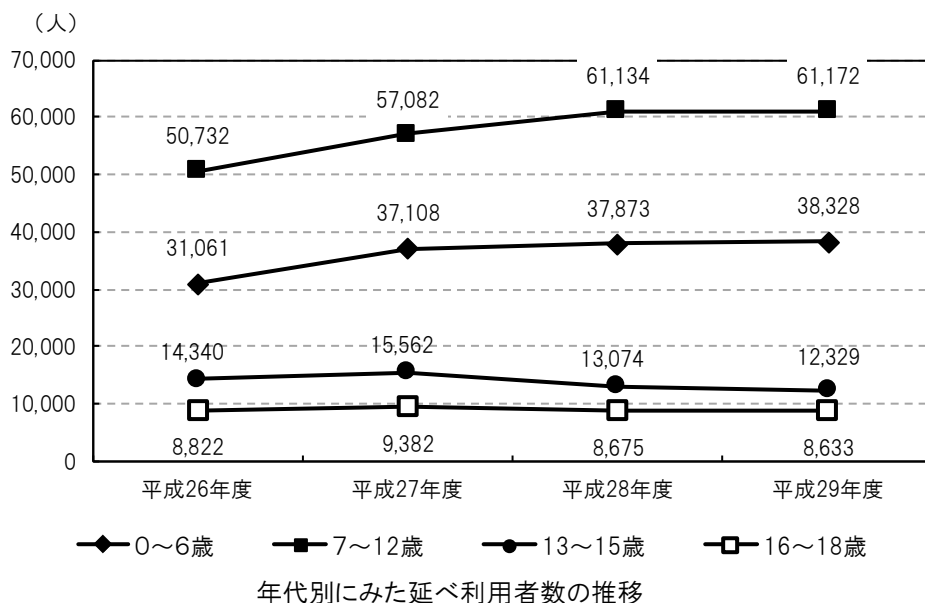
第2章 子ども読書活動の現状

第一 品川区の取組

1 区立図書館での取組

子どもの図書館利用

区立図書館の子どもの利用状況をみると、延べ利用者数でみると、0～12歳の子どもでは増えているものの、13～18歳の子どもは顕著な変化がみられません。



出典：品川区立図書館事業年報

区立図書館での子ども向け事業

各館において定例のおはなし会を実施しており、平成29年度には643回開催し、10,661人の子どもが参加しています。平成27年度より実施回数を増やしたことから、参加者数も増加しています。

また、オリンピック・パラリンピック開催に向け、子どもが身近に外国語や文化に触れられる場をつくり、グローバルな人材育成を支援することも目的として英語でのおはなし会も行っています。

その他、保護者に向けた事業として、「イクメン読み聞かせ講座」を実施し、家庭での読書活動の促進につなげています。

年度	参加者数	回数	平均
平成26年度	8,351人	549回	16人
平成27年度	10,089人	613回	17人
平成28年度	11,588人	652回	18人
平成29年度	10,661人	643回	17人
平成30年度			

定例おはなし会開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

年度	参加者数	回数
平成27年度	220人	2回
平成28年度	237人	4回
平成29年度	321人	8回
平成30年度		

英語のおはなし会開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

ブックスタート事業

平成20年度より区立図書館と児童課・保健所と連携し、ブックスタート事業を実施してきました。平成28年度からは、乳幼児啓発事業「はじめての よんで よんで」という事業に変更し、乳幼児期より本の楽しさを知ってもらうことを目的として、4か月児健康診査の際に受診者に引換券を配布し、区立図書館で絵本や啓発リーフレットと引き換えています。

啓発事業

本に関する情報発信事業として、0～6歳の子どもを対象とした読み聞かせにおすすめ本のリスト「ねえ、この本よんで！」を毎月発行しています。毎月テーマを決めて絵本を10点掲載しています。

なお、後述するアンケート調査では、1～4年生の保護者のうち68.9%が「ねえ、この本よんで！」を知っており、実際に子どもの本を選ぶ際に活用するという保護者は15.3%でした。



「ねえ、この本よんで！」

児童センター等との共催事業

区立図書館では、児童センターとの共催で、乳幼児向けの絵本の選び方や読み聞かせのポイントを紹介する絵本講座や、人形劇、歌遊びなどを開催しています。

図書館を利用しない家庭も、児童センターは利用しており、本に触れる機会となっています。最近では、近隣保育園も参加するなど、毎年多くの子どもが参加しています。

その他、各地域図書館においても、近隣の学校やその他施設との連携・共催事業を行っています。

年度	絵本講座	人形劇	歌遊び	参加者数
平成26年度	4回	6回	2回	1,100人
平成27年度	4回	6回	4回	1,116人
平成28年度	4回	6回	4回	1,114人
平成29年度	8回	4回	4回	1,445人
平成30年度				

児童センター共催事業開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

訪問・来館サービス

保育園・幼稚園・幼保一体施設や小学校・義務教育学校(前期課程)、児童センターから区立図書館への訪問を受け入れる来館サービスや、区立図書館の職員が出張する訪問サービスも実施しています。訪問サービス・来館サービスともに、年々要望が増えてきています。

訪問サービスでは、入院する子どもに図書館サービスを提供することを目的として病院を訪れることもあります。また、7・8・9年生に対しては職場体験等を受け入れています。

	保育園・幼稚園・幼保一体施設	小学校・義務教育学校 (前期課程)		児童センター
		図書館 見学	ブックトーク・おはなし会	
平成26年度	16回	29回	0回	
	404人	611人	0人	
平成27年度	30回	34回	0回	2回
	583人	798人	0人	64人
平成28年度	102回	30回	0回	3回
	2,055人	703人	0人	124人
平成29年度	186回	30回	2回	4回
	3,866人	746人	8人	73人
平成30年度				

来館サービス開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

	保育園・幼稚園・幼保一体施設	小学校・義務教育学校 (前期課程)		児童センター	病院サービス
		図書館 見学	ブックトーク・おはなし会		
平成26年度	7回	14回	7回		24回
	436人	369人	436人		182人
平成27年度	11回	26回	11回	7回	23回
	479人	728人	479人	231人	142人
平成28年度	19回	29回	19回	30回	18回
	817人	702人	817人	1,100人	130人
平成29年度	62回	33回	62回	51回	23回
	2,606人	1,113人	2,606人	1,711人	177人
平成30年度					

訪問サービス開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

2 学校等での取組

学校図書館の利用状況

平成30年度における小学校・義務教育学校(前期課程)における学校図書館利用時限数は合計10,064回、中学校・義務教育学校(後期課程)では合計1,664回でした。小学校・義務教育学校(前期課程)においては、毎月各学級1回以上利用している水準ですが、中学校・義務教育学校(後期課程)ではその水準は満たしていません。

小学校・義務教育学校(前期課程)では図書での利用が9,392件で、利用時限数のほとんどを占めています。そのほか、国語科で309回、社会科で65回、理科で29回です。中学校・義務教育学校(後期課程)でも図書での利用が751回と多いですが、国語科での利用も577回と多くなっています。その他、社会科での利用が37回となっています。

中学校・義務教育学校(後期課程)での学校図書館利用時限数の減少は、図書の時間が減ることが原因と考えられます。ただ、授業用資料を学校図書館で収集した回数は、小学校・義務教育学校(前期課程)で1,662回(学級平均3回)であるのに対して、中学校・義務教育学校(後期課程)では235回(学級平均1.4回)と少なくなっており、授業での学校図書館活用についても改善の余地はあるといえます。

利用状況の表を入れます。

学校での読書活動

学校においても読み聞かせやブックトークを行っており、平成30年度には、小学校・義務教育学校(前期課程)で読み聞かせは5,867回、ブックトークは1,340回行われており、それぞれの学級平均は10.8回、2.4回でした⁷。中学校・義務教育学校(後期課程)においては、読み聞かせが541回、ブックトークが205回行われており、学級平均は3.3回、1.2回でした。

その他、児童・生徒に学校図書館の利用を促すため、資料面・環境面での様々な取組が行われているほか、教室に学校図書館資料を配架することで本を手に取りやすくするアウトリーチ型の取組や、区立図書館と連携した来館促進の取組も行われています。

学校図書館の運営体制

学校図書館法の改正を踏まえ、外部事業者に委託するかたちで、すべての区立学校に学校図書館運営支援スタッフを配置しています。運営支援スタッフの業務内容は、資料収集のほか、学校におけるレファレンス、ブックトーク、授業支援など多岐にわたる業務を行っています。

学校図書館運営支援スタッフにくわえて、学校図書館ボランティアも学校単位で募集しています。品川区立図書館においては、学校から要請に応じて、ボランティア実務講座の開催や講師の派遣を行い、ボランティアの質の向上を図っています。

⁷ ブックトークとは、あるテーマに沿って複数の本を紹介し、読書意欲を高めるための取組です。

第二 子どもや家庭の読書活動の実態

1 子どもの読書実態

年代別の読書状況

計画策定のために実施したアンケート調査では、過去1か月に本を読んだ子どもは、1～4年生で88.4%、5年生で90.5%、8年生で73.8%、高校2年生で60.5%です⁸。全国の傾向と同じく、学年が上がるにつれて本を読む子どもは少なくなります⁹。

一方、本を読むことが好きだという子どもは、1～4年生で81.3%、5年生で82.2%、8年生で69.5%、高校2年生で73.7%であり、学年が上がるにつれて減少しているものの、実際に本を読んだ子どもの割合ほどは減少しておらず、また高校2年生では好きな子どもの方が多くなっています。



グラフを入れます。

本を読まない理由

本を読まない理由については、5年生・8年生・高校2年生の調査では、忙しさや別のことをしている等の時間的な理由が多いほか、普段から読書をしないという子どもが8年生・高校2年生では1割半ばいました。

また、本を読むことが苦手だから読書をしないという子どもは、5年生で4.0%、8年生で14.6%、高校2年生で16.9%です。割合としては1割前後ですが、読解力が課題として提起されていることを踏まえると着目する必要があります。

⁸ 本計画を策定するにあたり、以下の4つのアンケート調査を行いました。

調査ア 1～4年生向け調査(対象:区在住の1～4年生の子どもの保護者1,500人、回収率49.8%)

調査イ 5年生・8年生向け調査(対象:区立学校に通う5年生・8年生の子ども、回収率94.0%)

調査ウ 高校2年生相当の子ども向け調査(対象:区在住の高校2年生相当の子ども1,500人、回収率22.5%)

調査エ 子ども関係施設向け調査(対象:幼稚園、保育園、すまいるスクール、児童センター、回収数99件)

調査ウには学生ではない子どもも含まれますが、本計画では「高校2年生」と表記します。

⁹ ここでいう「本」には、国の計画と同じく、マンガ、雑誌、教科書は含まれません。なお、マンガを読んだ子どもは、5年生で68.1%、8年生で55.8%、高校2年生で51.8%であり、本を読んでいる子どもの割合の方が多く、かつマンガを読んでいる子どもの多くは本も読んでいることが分かりました。

調べるときに利用するメディア

何かを調べる際に事典・図鑑を活用するという子どもは、5年生で59.0%、8年生で29.9%、高校2年生で29.5%と減少します。一方、インターネットを利用して調べごとをする子どもは、5年生で53.1%、8年生で86.4%、高校2年生で96.8%と増加します。

実際の利用も同様であり、紙の事典・図鑑の利用は学年が上がるにつれて減少するのに対して、インターネットの検索サイトの利用は増加します。ただし、インターネット上の事典・図鑑の利用については、5・8年生では2割台であるのに対して、高校2年生になると約6割に増加します。

特に過去1か月に本を読んだ子どもや本を読むことが好きな子どもは、そうでない子どもに比べて、調べるときに事典・図鑑を利用する傾向があるほか、複数のメディアを選択している傾向もみられました。また、実際のインターネット利用においても、過去1か月に本を読んだ子どもや本を読むことが好きな子どもの方がオンラインの事典・図鑑を利用する傾向もみられました。

これらのことから、インターネットを調べごとに利用することと、本を読むことや読書が好きだということが関係していると考えられます。

2 読書環境の利用状況

過去1年間に区立図書館を利用した子どもは、5年生で43.0%、8年生では29.5%、高校2年生では32.1%です。一方、学校図書館を過去1か月間で利用した子どもは、それぞれ88.9%、62.2%、59.3%であり、いずれの学年においても学校図書館の方が利用されています。また、1～4年生に関しては、学校図書館を利用しているという理由で区立図書館を利用しない子どもが多いことから、子どもにとって学校図書館が重要な読書環境であることが分かります。

ただ、区立図書館と学校図書館のいずれもが、学年が上がるにつれて利用する割合は少なくなっています。さらに、学校図書館を授業で利用した割合をみると、5年生では64.6%と他の利用内容に比べて多いですが、8年生では26.2%、高校2年生では17.2%となり、学年が上がるにつれて授業での利用が減少しています。

グラフを入れます。

3 家庭等での読書活動の状況

読み聞かせの状況

1～4年生の家庭では、未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭は88.5%でした。読み聞かせをしている家庭がほとんどですが、国等の調査では、幼少期に読み聞かせを行っていた家庭の子どもほど本を読む傾向にあることが分かっていることから、読み聞かせをしていない家庭が1割程度であれども、着目する必要があります¹⁰。



グラフを入れます。

家庭や友だち間での本を通じたコミュニケーション等

国の「第四次計画」では、家庭で保護者と子どもがいっしょに取り組む「家読」や子ども同士の本のすすめ合いなどを推奨しています¹¹。「家読」にあたる活動の状況をみると、5・8年生では半数以上の家庭で読んだ本について話がされており、また4割程度の家庭で同じタイトルの本を読む、同じ時間に本を読むという活動がなされています。また高校2年生においても、3割程度の家庭で読んだ本について話す、家庭で同じタイトルの本を読むということがなされています。

また、高校2年生においては、友だちと本の話をしたり、すすめ合ったりすることも4割程度の子どものが行っていることが分かりました。

¹⁰ たとえば、平成30年度「子供の読書活動推進計画に関する調査研究」(文部科学省)において、幼少期の読み聞かせの有無と現時点での読書状況の相関が分析されています。

¹¹ 「第四次計画」では、家読を「家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動」と定義しています。

第三 策定にあたっての視点

1 中学生・高校生世代の読書活動の促進

本計画では、これまで十分にアプローチできていなかった中学生・高校生世代に着目し、読書活動の促進に取り組みます。

中学生・高校生世代は読書をする子どもが少なくなる時期です。ただ、本を読まない理由をみると忙しさによるところが少なくありません。また、読書が好きであれば、現状本を読んでいなくても、本を読む姿勢ができていますと考えられます。しかし、読書が嫌いな子どもや苦手な子どもは、本を手取ることもしない可能性があり、さらにはインターネットでの情報収集に関しても違いが生じると考えられます。

これらのことを踏まえ、本を読むようになることとともに、読書が嫌いな子ども、苦手に思う子どもを少なくすることこそ課題だと考えます。そして、本を読むことに前向きになり、本を読み込むことができようになり、ひいては様々な情報メディアの活用ができるような取組を展開します。

2 幼少期からの継続的かつ段階的な取組

本を読むことに前向きで、かつ本を読み込むことができるようになるためにも、幼少期から読書に親しむことが必要です。

品川区ではこれまでも取組を充実させてきたことですが、本計画においてはさらに、子どもの成長過程を踏まえ、また一人ひとりの好みや個性、そして成長に応じて、その時々適切な本と段階的に出会っていくような読書活動を展開していくことが大切です。社会的に高い評価を得ている「良書」にくわえて、子どもの読む力や嗜好に応じた「適書」を見出し、それらを読むように促しながら、本を読むことの楽しさを実感できるようにします¹²。

一人ひとりの子どもの育ち、そして知的関心の方向性に対して継続的にかかわることで、子どもが本に接し続け、苦手意識や嫌いだという感覚を持たないようにする取組を展開します。

3 本とインターネットの連続性を意識した取組

スマートフォンが普及し、ほぼ常時インターネットを利用できる現状においては、インターネットやSNSを知識・情報を得る道具として利用するスキルは不可欠です。それとともに、本や事典・図鑑なども併せて活用し、正しい知識・情報を得ることも大切です。

調査では、本を読んでいる子どもや読書が好きな子どもは、何かを調べるときに本、事典・図鑑、インターネットを複合的に利用する傾向があることが分かっています。このことを踏まえると、本や事典・図鑑を使って知識・情報を得ることと連続したものとしてインターネットの検索等の知識・情報の収集を捉えて取り組んでいく必要があります。

そのためにも、継続的かつ段階的な取組のなかで、一定の年代の子どもたちに対しては、本を読み込むための取組とともに、多様な情報メディアを組み合わせ活用する取組も展開します。

¹² 良書とは、社会的に価値が高いとみなされた本です。一方、適書は、個々の読者の能力、性格、嗜好に適した本を言います。良書は社会的な価値基準に基づくものであり、適所は個人の特性に適しているかどうかが基準となります。

4 地域総がかりでの環境形成

幼少期から始まる継続的かつ段階的な取組、ならびに多様なメディアを横断する取組を行う上では、区立図書館と区立学校および学校図書館はもとより、高等学校や大学、そして地域で子どもが過ごす様々な施設が連携して取り組む必要があります。また、それは、生まれ育った環境に左右されず、あらゆる子どもが読書活動を行っていくためにも必要なことです。

特に学校図書館については、アンケート調査からも子どもにとって重要な読書環境であることが分かっています。品川区ではこれまでも環境の充実を図ってきましたが、今後も子どもの利用状況やニーズを踏まえつつ、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を向上させていきます。

また、子どもの身近な場所で、人間関係を築きながら読書機会を提供できる区民団体・ボランティアは重要な存在です。そのため、それら活動の活性化を図るとともに、区立図書館のバックアップと質の向上にも取り組みます。

このように地域総がかりで子どもにとっての読書環境を豊かにしていくための取組を展開します。

第3章 計画の目標と施策体系

第一 計画の目標

1 目標 — 本計画において子どもにもたらしたいこと

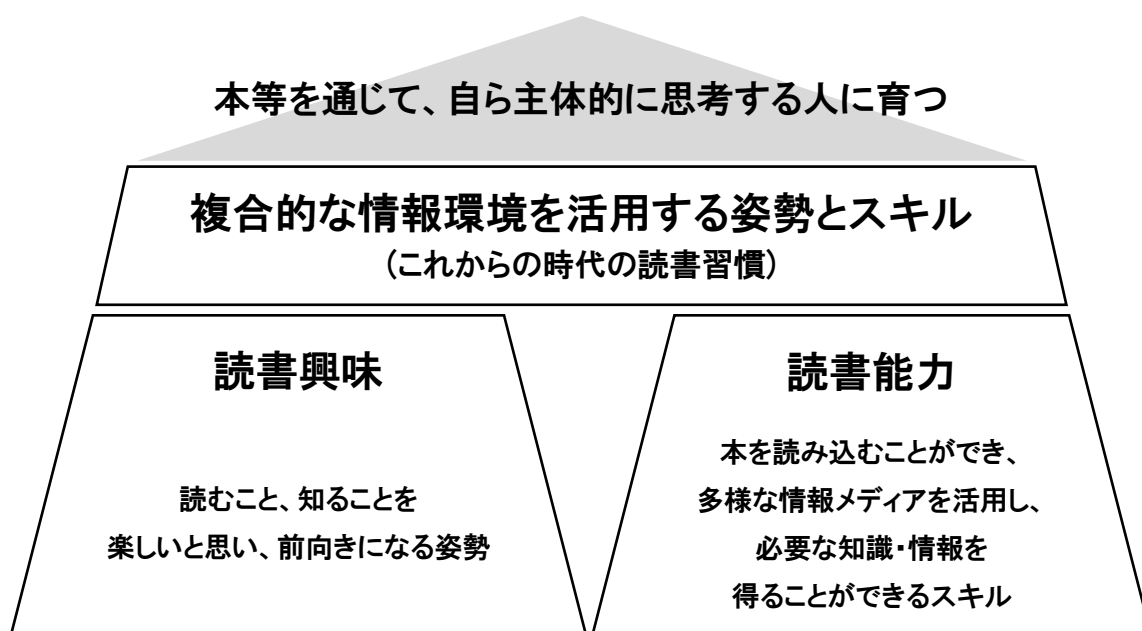
**読書活動を通じて子どもにもたらしたいこと
複合的な情報環境を活用しようとする姿勢とスキルを育む**

子どもたちは、図書館や書店で気軽に本を手にとることができ、またスマートフォンを通じて様々な情報に接することもできます。このように豊かな情報環境は、豊かであるがゆえに選択肢が多く、そのために適切に活用することが難しいものでもあります。ただ、これからの社会において主体的に思考する上では、この環境を活用できるようになることが不可欠です。

このような認識の下、「本等を通じて、自ら主体的に思考する人に育つ」という目的の実現に向け、本計画においては、施策・事業を通じて、あらゆる子どもが「複合的な情報環境を活用しようとする姿勢とスキルを育む」ことを目指します。

そのためには、第一に、「読書興味」を育むことが必要となります。ここでいう「読書興味」とは、本や事典・図鑑はもとより、インターネット上の様々なコンテンツも含めて、読むこと、知ることを楽しいと思ひ、前向きになる姿勢です。「読書興味」があつてこそ、情報環境を活用しようという姿勢が育まれると考えます。そして第二には、「読書能力」も必要となります。「読書能力」は、本を読み込むことができ、多様な情報メディアを活用し、必要な知識・情報を得ることができるスキルです。

子どもたちが読書を楽しむなかで、また情報環境を活かした学びを続けるなかで、「読書興味」と「読書能力」をバランスよく育み、それらに支えられるかたちで形成される「複合的な情報環境を活用する姿勢とスキル」こそが、本計画において子どもにもたらしたいことです。そして、この姿勢とスキルこそ、これからの時代を生きる子どもたちが身につけるべき〈読書習慣〉だと考えます。



2 取組の方針

子どもは、読書を通じて楽しさを知り、また読み終えたという自信も手伝って次の本を手に取ります。そのなかで徐々に読む力が育まれ、本を読み込めるようになっていきます。そして、さらなる読書の楽しさを深めるという循環が生まれます。このように、読書興味と読書能力は、子どもの成長過程において互いに補い合うかたちで育まれていくものと考えます。

そこで、本計画において施策・事業を進めるにあたっては、「読書興味を育む」とことと「読書能力を身につける」ことを、子どもの成長段階に応じた内容で、かつ効果的に組み合わせることで、読書興味と読書能力がバランスよく育まれるようにします。

3 対象別目標

本計画では、成長過程に応じた段階的な取組を進めることを前提として、世代等に応じて対象設定を行い、対象別目標を次のように掲げます。

未就学児

未就学児の頃は、言葉に触れ、自ら言葉を用いながら、他人や環境にかかわっていく時期です。周囲の大人との親密な関係のなかで絵本を読み聞かせをしてもらうなかで、本が楽しいものであると感じ、また物語に関心を持つようになることが読書興味の芽生えです。

さらに、自分が見聞きしたものを事典・図鑑等で確認したり、友だちや大人とのかかわりのなかで自分の考えや感じたことを言葉で表現し、伝えようとすることは、読書能力へとつながっていく体験です。

このように、本で物語を読むなかで、身の回りの事物や出来事に触れ、言葉として定着しようとするなかで、読むこと、そして知ることが楽しいと思えるようになることを目指します。

小学生

小学生の時期は長く、大きく変化を遂げていく時期です¹³。そのため、低学年、中学年、高学年のそれぞれにおいて適切に読書興味を引き出し、また情報環境にも段階的に接する体験が必要です。

読書興味の視点では、低学年においては、読むことや何かを知ることを楽しみと感じるとともに、読み聞かせから一人で読むことへと移行するなかで読み終えることができたという達成感を得ることも楽しさにつながります。

ただ、学年が上がるにつれて読み終えることのできない子どもも増えてくることから、一人ひとりに応じた対応を通じて、それぞれの楽しさを感じるようにすることが大切です。それとともに、高学年になるにつれて、本から得た知識・情報が何かに役立つということを体験することを通じて、新たな楽しさに気づくようになることも、読書興味の展開においては重要です。

一方、読書能力については、本が役に立つことを体験した上で、実際の学習等に必要な知識・情

¹³ 「教育基本法」では、義務教育について、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と記載されています。

報を得るための手法を学ぶことが必要です。また、図書館という読書環境の活用も体験的に身につけていくことも不可欠です。

こうして、複合的な情報環境を活用する姿勢とスキルの基礎となる読書興味と読書能力を形成することを目指します。

中学生

中学生における読書興味に関しては、アイデンティティが形成される時期であることから、本を通じて自分の考えを形成し、また他人や社会に対する認識を深めるような読書が期待されます。そのなかで、本の内容に共感したり反感を覚えたりしながら本に対する信頼を高めていくことが、読書興味を高めることにつながります。

そのためには、それぞれの本を深く読み込むという読書能力も必要です。また、自分が求める本を選ぶということも読書能力のひとつと言えます。さらに中学生の読書能力では、インターネット等の情報メディアの基礎的な活用方法を身につけるとともに、試行錯誤しながら利用することで知識・情報を取捨選択できるようになることも必要です。

このように中学生においては、小学生において形成された読書興味と読書能力の基礎の上で、知識社会に主体的にかかわろうとする姿勢を育むとともに、そのための応用的なスキルを高めることを目指します。

高校生世代

高校生世代は、自立と社会参画への準備を始める時期であり、また実際に社会参画を体験する子どもも増えてきます。

読書興味の観点では、将来の自分のあり方や生き方につながる読書ができることが期待されます。また、本にかぎらず、インターネット上の文章、映像や音声など、様々なコンテンツを対象とした能動的な読書活動も必要となります。そして、社会参画を結びつけた読書活動への姿勢が形成されていくことが望まれます。

一方、読書能力に関しては、複合的な情報環境をより実践的に活用できることが求められます。特に一次的に得た知識・情報については、それが本に書かれていたことであっても批判的に受け止め、複数の情報メディアを組み合わせることで、知識・情報の確からしさを確認しようとするのが大切です。また、自分の知り得た知識・情報を他人と共有し、新たな知識・情報を生み出そうとする姿勢を育むことも必要です。

このように高校生世代は、社会への参画の準備として、複合的な情報環境を活用する姿勢とスキルを高め、知識社会に主体的にかかわる個人となっていくことを目指します。

大学生世代

大学生世代は、読書興味と読書能力を育むという点では高校生世代と共通しています。高校生

世代との相違点は、本計画において大学生世代には、子どもの読書活動を促進するための担い手となることを期待していることです。自ら発信者となって子どもたちの読書興味を高め、また若者ならではの観点から子どもの関心を喚起する読書機会をつくることが望まれます。

大学生世代については、区立図書館が核となって地域の大学生等をつなぎ、読書活動の若い担い手と増やすことを目指します。

読むことに対して困難さがある子ども

世代別の対象にくわえて、年齢を横断するかたちで、読むことに対して困難さがある子どもを対象として捉えます。

読むことの困難さとは、視覚障害による「文字が見えにくい」状況のほか、「文字を見ることができるが、意味をつかみにくい」という識字障害や学習障害、さらには「聞こえづらい、聞こえにくい」という聴覚障害、「（介助がないと）移動しづらい」ために読書環境にアクセスしにくいこと、さらには外国人児童・生徒が「日本語を読むことに困難さがある」も含みます。また、「本を読むのが苦手」だったり、「読書が嫌い」な子どものなかに、「読むことに困難さがある」子どもが含まれている可能性についても考慮しなければなりません。

このような困難さの違いに応じてニーズや課題を把握することで、「ひとりひとり」の子どもが直面している困難さに配慮し、子ども自身による読書手段の選択を支援することを目指します。そして、読書活動への動機づけを行いながら、困難さをサポートする人や団体を知り、「読むこと」に関してより活発な行動が行うことができるように育つことを目指します。

第二 計画の体系

目的	目標	対象	施策・取組
本等を活用して、自ら主体的に思考する人に育つ	複合的な情報環境を活用しようとする姿勢とスキルを育む	未就学児 小学生 中学生 高校生 大学生	施策1 本に触れ、言葉・物語への関心を高める ①絵本から児童書等への段階的な展開 ②家庭での読書活動の推進 ③自然や数などへの関心を高める事典・図鑑等の活用 ④あらゆる子どもに対する読書への動機づけ 施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する ①様々な本に出会う機会の提供 ②本を通じたコミュニケーションの活性化 ③本等や学校図書館を活用した調べ学習の促進 ④読むことに対する困難さに応じた読書手段と機会の提供 施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む ①子どもの嗜好や流行に応じた蔵書の形成 ②子ども同士のすすめ合いを通じた読書の推進 ③複合的な情報環境を活用した調べ学習の深化 ④読むことに対する困難さに応じた読書手段と機会の提供 施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う ①自立や社会参画につながる蔵書の形成 ②読書活動の世代間での循環の促進 ③読書能力を確立する学びの機会 ④読むことに対する困難さに自ら対応することに対する支援

取組は施策・対象を横断して、①読書環境へのアクセスと読書の道しるべ、②本を通じたコミュニケーション、③調べ学習、④読むことに対する困難さへの対応という分類で構成しています。

第4章 計画推進のための施策

施策1 本に触れ、言葉・物語への関心を高める(未就学児)

未就学児とその家庭を対象として、あらゆる子どもが「本が好き」、「読書が楽しい」と思えるよう、地域総がかりで本に触れる機会をつくります。そして、言葉や物語の関心を育みながら、絵本に始まり、児童書や事典・図鑑等の本へと展開していきます。さらに、物語を通じて、また様々な体験のなかで、新しいことに触れる機会をつくり、周囲の大人や友だちに言葉で共有することを通じて好奇心を育んでいきます。

■捉えるべきテーマ

- 読み聞かせを行う家庭を増やす。
- 子どもの読書活動の重要性に対する保護者の理解を促す。
- 読むことに対する困難さの有無にかかわらず、子どもの図書館利用を促す。

■取組(案)

①絵本から児童書等への段階的な展開

区立図書館はもとより、子どもが日々を過ごす幼稚園・保育園、また児童センター等において、未就学児向けの本を充実させ、子どもにとって身近な読書環境の充実を図ります。

その際、事典・図鑑、児童書等も含め、一人ひとりの子どもにとっての「適書」に自然と出会えるよう、絵本に限らない蔵書構成とすることで、読書興味の段階的な展開を助けます。さらに、子ども一人ひとりの読書興味に応じて「適書」を案内できる人材を育成し、人的体制も含めた環境形成に取り組めます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝家庭、幼稚園・保育園、区立図書館、地域】

②家庭での読書活動の推進

区立図書館や幼稚園・保育園、児童センター等において、子育て世代に向けた意識啓発に取り組めます。読み聞かせの大切さやスキル、本の選びなどの従来の内容にくわえて、読後に親子で感想を話し合うなど、「家読」の取組についても周知を図ります。また、保護者向けの情報発信とともに、読書活動の相談に応じる体制についても検討します。

事業例

-
-
-
-
-

【取組主体＝家庭、幼稚園・保育園、区立図書館、地域】

③自然や数などへの関心を高める事典・図鑑等の活用

日々の読み聞かせのなかで自然や社会につながる絵本などを活用することにより、子どもの自然や数に対する関心を高めていきます。そして自然遊びなどの様々な体験によって関心に応えとともに、事典・図鑑等によって体験を言葉として子どもに定着させることに努め、知ることの楽しさと思う機会をつくれます。

事業例

-
-
-
-

【取組主体＝家庭、幼稚園・保育園、区立図書館、地域】

④あらゆる子どもに対する読書への動機づけ

区立図書館においては、さわる絵本の製作やその他バリアフリー資料の収集を継続して取り組むとともに、読むことに対する困難さのある子どもに対して周知を図り、利用を促していきます。そのため、バリアフリーおはなし会など、それぞれの困難さに応じた読書機会の提供に取り組んでいます。

また、視覚障害児はもとより、言葉の発達が遅い子どもが本を楽しみたい、またその保護者も本を楽しませたいと思えるよう、意識啓発を行うとともに、困難さの有無にかかわらず図書館を利用しようという環境づくりに取り組んでいます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝家庭、幼稚園・保育園、区立図書館】

施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する(小学生)

主に小学生を対象として、読む本の幅を段階的に広げながら、読み終えることでの達成感や興味・関心の広がりを感じられる読書機会をつくります。また、読書を楽しむなかで、本が「役に立つ」という実感を得られるよう、学校の授業や学習において、本や事典・図鑑等の活用する方法、さらには学校図書館という情報環境の活用方法を学ぶ機会をつくります。

■捉えるべきテーマ

- 本を読むことが好きな子どもを増やし、本を読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 読書の有用性(知識・情報の入手など)に対する気づきを促す。
- 学校図書館などを通じて、読むことに困難さのある子どものニーズの把握を図る。
- 読むことに対する困難さのある子ども向けに様々なメディアがあることの理解を促す。
- 読むことに対する各々の困難さに適合した読書手段や技術の活用を図る。

■取組(案)

①様々な本に出会う機会の提供

子どもにとって身近な読書環境である学校図書館をはじめとして、区立図書館、さらには児童センター等の図書スペースを充実させます。それによって子どもたちが気軽に本を手にとることができ、成長過程や興味・関心の展開に応じて様々な本に出会える機会をつくります。また、多くの子どもたちが読書環境を利用するための情報発信等にも取り組み、あらゆる子どもが読書環境にアクセスできるようにしていきます。

さらに、読書興味を高めるような本を子どもに紹介できる人的体制についても検討していきます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝家庭、学校、区立図書館、地域】

②本を通じたコミュニケーションの活性化

様々な場面において、子どもたちが本を通じてコミュニケーションを図ることで、読書への動機づけを高めるとともに、日常生活との本を関連づける機会とします。家庭においては、いっしょに本を読む時間をつくったり、同じタイトルの本を読むなどの「家読」の取組を促します。また、区立図書館や学校等においては、ビブリオバトルなどの取組を行い、同じ世代の子ども同士、また異年齢の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。

事業例

-
-
-
-
-
-

【取組主体＝家庭、学校、区立図書館、地域】

③本等や学校図書館を活用した調べ学習の促進

授業や長期休暇の課題として子どもたちが取り組む調べ学習を通じて、本や事典・図鑑等を使って知識・情報を調べる方法を知り、スキルを高めます。また、学校図書館において、図書館を活用する方法についても学び、情報環境を活用するための読書能力の基礎を育みます。

また、インターネットを調べごとに利用する基礎的な方法を学ぶことも読書能力の基礎づくりとして取り組みます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

④読むことに対する困難さに応じた読書手段と機会の提供

視覚障害、識字障害、学習障害などの障害や言語の壁などの困難さには、それぞれが必要とする読書手段や読書補助具は異なります。それら読書手段を、区立図書館が中心となり、ボランティア等とも連携しながら整備していきます。

さらに、それら読書手段が利用できることを、学校等を通じて、読むことに対する困難さがある子どもやその保護者に対して読書手段の存在を周知します。また、実際に体験する機会をつくり、本が読めるという実感を子どもやその保護者が得られるようにすることにも取り組みます。

また、身体障害や入院などにより読書環境にアクセスしにくい子どもに対しては、訪問サービスや配本などで対応していきます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む(中学生)

主に中学生を対象として、様々な種類の本を数多く読む機会とともに、一冊の本を深く読み込む機会をつくることで、本への信頼感に根差した読書興味を形成します。さらに、特に学校の授業や学習において、情報環境を活用する基礎的な方法を学んだ上で、具体的な問題や課題を想定して複合的な情報環境を活用する体験を積み重ねていきます。

■捉えるべきテーマ

- 本を読むことが好きな子どもを増やし、本を読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 読書の有用性(知識・情報の入手など)に対する気づきを促す。
- 問題の発見・解決を学ぶなかで、様々なメディアを用いて調べるスキルを高める。
- 学校図書館などを通じて、読むことに困難さのある子どものニーズの把握を図る。
- 読むことに対する各々の困難さに適合した読書手段や技術の活用を図る。

■取組(案)

①子どもの嗜好や流行に応じた蔵書の形成

中学生は、児童書、大人向けの本、さらにはマンガやライトノベルを楽しむ子どももいます。区立図書館においては、中学生世代にとっての「良書」と一人ひとりにとっての「適書」がバランスよく収蔵されたティーンズ向けの蔵書構成を検討します。また、ティーンズ向けのパスファインダー¹⁴の作成や、専任の職員の育成・配置についても検討し、子どもたちと本を結ぶ手助けに取り組みます。

事業例

-
-
-
-
-

さらに、中学生の図書館利用を促すような情報発信に取り組むほか、子どもにとって身近な場所に向けたアウトリーチ型の読書環境形成にも取り組みます。

【取組主体＝学校、区立図書館、地域】

②子ども同士のすすめ合いを通じた読書の推進

数多く本を読むことと、深い読書を両立させることを意図し、ビブリオバトルなどの読書と子ども同士のコミュニケーションを組み合わせる機会をつくります。子どもたちが紹介するために深く読み、また紹介されることで本を手にする動機づけとなることを配慮して取組を行います。

事業例

-
-
-
-

また、学校図書館や区立図書館において子どもたちが本を紹介するPOPや冊子をつくるなど、同世代の子どもたちが本を紹介し合うような取組についても検討していきます。また、子どもたちが日常的に利用するSNSなどの活用についても検討します。

【取組主体＝学校、区立図書館】

¹⁴ パスファインダーとは、あるテーマや話題について資料や情報を探したいときの参考に、手始めとなる基本資料の一部や、調べ方を紹介した手引きです。

③複合的な情報環境を活用した調べ学習の深化

調べ学習では、インターネットも積極的に取り入れ、本や事典・図鑑等の紙媒体とインターネットを複合的に活用して知識・情報を調べ、学習に活かせるようになることを目指します。

中学生においては特に調べるプロセスを特に重視し、資料の選び方、知識・情報の調べ方、またその正しさなどを確認・評価し、子どもたちのフィードバックするための方法を学校と区立図書館が連携して検討し、取り組んでいきます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

④読むことに対する困難さに応じた読書手段と機会の提供

小学生の時期から引き続き、個々の困難さに合わせた読書手段を紹介し、提供することで、困難さがあっても読書を楽しめるように取り組んでいきます。

くわえて、中学生においては、小学生に比べて読書が苦手だという子どもや、嫌いになる子どもがやや増える時期です。そのような子どもに対しては、困難さを有していないかどうか確認するとともに、苦手意識や嫌いにならないよう、読書興味を持続けることができるような読書機会を提供するようにします。

事業例

-
-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う(高校生・大学生世代)

高校生世代・大学生世代を対象として、自分の将来や具体的な課題に対して、複合的な情報環境を活用して知識・情報を得ながら、自ら考え、方向性や解決策を見出していくトレーニングの機会を提供します。また、区立図書館や地域での活動に参画するよう促し、子どもの読書活動を促進していく担い手となる後押しにも取り組みます。

■課題

- 本を読むことが好きな子どもを増やし、本を読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 問題の発見・解決を学ぶなかで、様々なメディアの特性を理解し、選択できるスキルを養う。
- 社会参画に必要かつ十分な情報環境の活用能力を育む。
- 読むことに対する困難さをサポートする人や団体を知り、より活発な行動を促す。

■取組(案)

①自立や社会参画につながる蔵書の形成

社会参画を控え、また実際に参画する時期であることを踏まえ、将来の生き方や職業選択につながる本を区立図書館のティーンズ向けの蔵書にくわえることで、自立や社会参画につながる本を手にとることができる蔵書構成とします。そうすることで、中学生・高校生世代の興味・関心に応える図書館を目指します。

事業例

-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

②読書活動の世代間での循環の促進

高校生世代・大学生世代における本を通じたコミュニケーションは、同世代の子ども同士のコミュニケーションにくわえ、自分たちよりも若い子どもたちとのコミュニケーションであると考えます。具体的には、高校生世代・大学生世代が区立図書館等での子どもの読書活動にボランティアとしてかかわるように促すとともに、子どもならではの視点で企画協力をする機会をつくるなど、読書活動が世代間で循環することに取り組んでいきます。

事業例

-
-
-
-
-
-

【取組主体＝学校、区立図書館】

③読書能力を確立する学びの機会

高等学校における調べ学習では「探求」がキーワードとなっており、高校生自らが課題を設定し、情報を収集し、整理・分析を経た上でプレゼンテーションするという一連の知的生産活動を行うことが求められています。このような調べ学習は知識社会において必要なノウハウを学ぶ機会であり、読書能力の確立を目指して取り組んでいきます。

事業例

-
-
-
-
-

その際には、情報メディアを知識・情報を得るための手段として効果的に利用するスキル、得られた知識・情報の正しさや確からしさを検証しようとする態度、そして知識・情報を用いて社会にかかわろうとする姿勢が総合的に育まれるよう、授業モデルや評価について学校と区立図書館が連携して検討し、取り組んでいきます。

【取組主体＝学校、区立図書館】

④読むことに対する困難さに自ら対応することに対する支援

読むことに対する困難さを有する子どもに対しては、在学中であれば学校を通じてアプローチし、読書への動機づけや支援もできます。卒業後においても、家庭や福祉施設等を通じてアプローチすることは可能ですが、子ども自身が自ら読書をしようと思い、また読書手段を獲得していくことも必要となります。そのような場合にも、地域において困難さをサポートする人や団体に出会うことができるよう情報発信に取り組むとともに、支援を行う人材・団体を育成することに取り組めます。

事業例

-
-
-
-
-
-
-

【取組主体＝区立図書館、地域】

資料編

第一 区民参画機会

1 アンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の4つの調査を実施し、品川区の子どもや家庭、子どもにかかわる施設の実態を把握しました。

調査	概要
1年生～4年生向け調査	①対象 品川区に在住する小学1年生～4年生の子どもを持つ保護者1,500人(住民基本台帳より該当する学年の子どもを持つ保護者を無作為抽出) ②回答者 保護者 ③手法 郵送配布・回収 ④回収数 714件 ⑤回収率 51.6%
5年生・8年生向け調査	①対象 品川区立学校に通う5年生児童および8年生生徒各学年1学級 ②回答者 子ども自身 ③手法 学校経由で配布・回収 ④回収数 52校(53クラス) 1,557件 ⑤回収率 100%
高校2年生相当の子ども向け調査	①対象 品川区に在住する高校2年生相当の子ども1,500人(住民基本台帳より該当する年齢の子どもを無作為抽出(学生以外も含む)) ②回答者 子ども自身 ③手法 郵送配布・回収 ④回収数 349件 ⑤回収率 23.2%
子ども関係施設向け調査	①対象 品川区の子どもを対象とした施設(幼稚園、保育園、すまいるスクール、児童センター) ②回答者 施設職員 ③手法 FAXにて配布・回収 ④回収数 99件 ⑤回収率 87.6%

2 ヒアリングの概要

本計画において重視する中高生の読書活動、ならびにそれに関連する電子メディアの利活用について、以下の有識者等にヒアリングを行い、計画における認識や取組につながる知見を得ました。

- 有山裕美子氏(工学院大学附属中学校・高等学校 学校司書)
- 鈴木佳苗氏(筑波大学図書館情報メディア系 准教授)
- 野末俊比古氏(青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授)
- 三鷹市立図書館職員

○未定

3 ワークショップの概要

本計画において重視する中高生の読書活動に関して、今後の取組を検討するため、同世代の子どもたちを対象として有効な取組を考えるワークショップを行いました。

概要

①中学生ワークショップ

- 対象：区内中学校図書委員
- 内容：中学生がもっと本を読むようになるために学校図書館ができることを考える

②高校生ワークショップ

- 対象：区内高等学校図書委員
 - 内容：高校生がもっと本を読むようになるために図書館等ができることを考える
- ※高校生ワークショップでは、図書館以外での取組（インターネット上での取組等）も検討した

③大学生ワークショップ

- 対象：区内大学図書館サークルメンバー
 - 内容：中高生がもっと本を読むために地域の図書館ができることを考える
- ※大学生ワークショップでは、区立図書館、学校図書館、大学図書館の区別なく検討した。

第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進のための法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動

の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動

推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更に
ついて準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日
の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実
に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども
の健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日
の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条―第十七条)
- 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障

害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
 - 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書

環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

平成25年11月26日教育委員会決定(平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正)

教育目標

品川区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

- 1 日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言(平成5年4月28日制定)の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
- 2 子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、小中一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせる。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- 3 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
- 4 家庭教育は、教育の原点であり、子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、家庭・学校・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなどして家庭教育への支援を実施する。
- 5 子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解・継承・発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 人権教育の推進

- (1)人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- (2)子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、人権教育を推進する。
- (3)いじめ根絶宣言(平成25年9月24日制定)の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権教育を推進する。
- (4)体罰根絶宣言(平成2年12月11日制定)の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- (5)全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の定着と向上

- (1)各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、小中一貫教育を推進する。
- (2)多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎学力の定着・向上と、次代を担う人材が身に付けるべき能力の伸長を図る教育を、日常の授業はもとより、土曜日授業(平成24年4月

実施)も活用して推進する。

- (3)市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- (4)ICT環境を整備し、子どもたちに、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成し、情報モラルとネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- (5)教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。
- (6)保幼小ジョイント期カリキュラム「しっかり学ぼうながわっこ」(平成22年10月作成)に基づいた接続期における指導の充実を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進

- (1)子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や部活動・運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2)子どもたちに自分の体力や運動能力を客観的に把握させるとともに、体を動かす喜びや楽しさを体得させ、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に取り組ませる。
- (3)実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校(前期課程)からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
- (4)品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学派遣研修などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 家庭・学校・地域の連携強化

- (1)教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心

身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

- (2)保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。
- (3)「まもるっち」「83運動」「子ども110番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。
- (4)ICT化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、「携帯電話しながわアクション」(平成21年7月作成)の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、家庭・学校・地域における情報モラル教育を推進する。

5 伝統・文化の継承と読書環境の充実

- (1)子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。
- (2)図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応の研究などにより、時代に合った地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3)「品川区子ども読書活動推進計画」(平成17年3月作成)を着実に実行し、家庭・学校・地域社会と図書館が連携して、積極的に子どもが読書に親しむ機会を提供し、乳幼児期から青少年期までの読書の充実・支援を図る。
- (4)区立図書館は、学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、環境整備に努め、各学校の主體的な読書活動を支援する。

この目標は、平成26年4月1日から適用する。

(平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正)

第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

制定 令和元年5月30日 教育長決定

(設置)

第1 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画期間が令和2年3月に終了することから、推進計画を新たに策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の実効性の確保に関すること。
- (3) パブリックコメントに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(召集等)

第4 策定委員は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、品川区教育委員会事務局品川図書館(以下「品川図書館」という。)に置き、品川区教育委員会教育総合支援センターと連携して事務を執り行う。

2 事務局には、事務局長を置き、品川図書館長をもって充てる。

3 策定会議の庶務は、品川図書館が処理するものとする。

（意見聴取）

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

（公開の原則）

第9 策定委員会の会議および議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と定めた場合には、非公開とすることができる。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

別表（第3関係）

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委 員 長	品川区教育委員会事務局教育次長	本城 善之
副委員長	立正大学 図書館 品川学術情報課長	島田 貴司
委 員	東京都立大崎高等学校校長	豊岡 耕一郎
委 員	NPO 法人ウーヴ理事長	平嶋 悦子
委 員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
委 員	品川区子ども未来部保育課長	佐藤 憲宜
委 員	品川区子ども未来部子ども育成課長	廣田 富美恵
委 員	品川区保健所品川保健センター所長	仁平 悟
委 員	品川区立戸越台中学校校長	蜂屋 隆子
委 員	品川区立源氏前小学校校長	守田 由紀子
委 員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
事務局長	品川区教育委員会事務局品川図書館長	横山 莉美子

事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館事業担当 品川区教育委員会事務局教育総合支援センター指導主事
-----	---

付 則

この要領は、令和元年6月1日から適用し、令和2年3月31日にその効力を失う。

2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催概要

3 パブリックコメント結果